



平成 30 年 3 月 30 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長

木本 睦子

雇用環境改善・均等推進監理官

高橋 拓

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

「平成30年度 栃木労働局行政運営方針」 を策定しました

— 働き方改革の着実な実行による働きやすい魅力ある職場づくりに向けて —

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）は、「平成30年度行政運営方針」を策定しました。

「働き方改革の着実な実行による働きやすい魅力ある職場づくりに向けて」をキャッチフレーズに、栃木労働局の重点施策を掲げ、地域のニーズを踏まえた効果的・効率的な行政運営に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、この行政運営方針につきましては、地域の関係者の皆様に、広く栃木労働局の行政内容をご理解いただくための資料としても位置付け、本方針に沿った取組とあわせて、所管する法制度や施策の内容、それらの取組の成果等について、さらにご理解いただけるよう、積極的な情報発信に努めてまいります。

◎栃木労働局の重点施策

- 働き過ぎ防止に向けた取組の推進
- 非正規労働者の待遇改善・正社員転換の推進
- 安全で健康に働くことができる職場づくり
- 女性活躍の推進
- 若者、障害者、高齢者等の活躍推進

[添付資料] 平成 30 年度栃木労働局労働行政運営方針のポイント

平成 30 年度栃木労働局労働行政運営方針のポイント

●現状と課題

- ☞ 我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。
- ☞ こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。
- ☞ 「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。
- ☞ 栃木労働局は、平成 30 年度の行政運営方針を以下のように定め、栃木県における「働き方改革」の推進をはじめとして、関係機関との連携・協力を図り、総合労働行政機関として広く県民に求められる労働行政を積極的に推進します。

●栃木労働局の重点施策

【キャッチフレーズ】

ー働き方改革の着実な実行による働きやすい魅力ある職場づくりに向けてー

平成 28 年 3 月に採択された「とちぎ公労使協働宣言」において、長時間・過重労働をなくし、正社員転換を促進するなど、雇用環境を改善することにより、県内に働きやすい職場を増やし、女性の活躍を推進する等「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うために、関係者が協力して、オール栃木で取り組むこととしています。そのため、栃木労働局では、以下の項目を重点施策として取り組みます。

【重点施策】

○ 働き過ぎ防止に向けた取組の推進

1 長時間労働の是正

- (1) 企業本社への監督指導等を強化します。
- (2) 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止対策の徹底を図ります。
- (3) 有給休暇の取得促進に取り組みます。

2 生産性向上に向けた支援

○ 非正規労働者の待遇改善・正社員転換の推進

1 同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善

- (1) 非正規労働者の均等・均衡待遇、正社員転換を推進します。
- (2) 無期転換ルールの円滑な運用や多様な正社員の普及を図ります。
- (3) 「栃木県正社員転換・待遇改善プラン」に基づき取組を推進します。

2 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援

- (1) 転職・再就職者の採用機会の拡大・受け入れ企業を支援します。
- (2) 転職・再就職の拡大に向けた職場情報の見える化を推進します。
- (3) 民間事業所等と協力してマッチング機能を充実します。

3 人材確保対策、地方創生の推進

- (1) 人材不足分野等における人材確保等を総合的に推進します。

○ 安全で健康に働くことができる職場づくり

- (1) 第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の初年度における取組を実施します。

○ 女性活躍の推進

- (1) 多様な女性活躍を推進します。
- (2) 仕事と家庭の両立支援を推進します。
- (3) リカレント教育など個人の学び直しを支援します。

○ 若者、障害者、高齢者等の活躍推進

1 若者の活躍促進

- (1) 新卒者等への正社員就職を支援します。
- (2) フリーター等の正社員就職を支援します。

2 治療と仕事の両立

- (1) がん等の反復・継続して治療が必要となる労働者の職場環境の整備を促進します。
- (2) がん患者等の就業を支援します。

3 障害者の活躍促進

- (1) 法定雇用率引き上げを踏まえた更なる雇用促進を図ります。
- (2) 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を積極的に開催します。
- (3) 精神障害、発達障害、難病等の多様な障害特性に対応した就労支援を強化します。

4 高齢者の活躍促進

- (1) 企業における継続雇用延長等に向けた環境を整備します。
- (2) 高齢者に対する再就職支援を強化します。
- (3) 地域における多様な働き方を支援します。

5 外国人材の受入れ

- (1) 留学生に対する就職支援の取組を強化します。
- (2) 外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職の支援を推進します。

6 生活困窮者等の活躍促進

- (1) 生活困窮者の就労を支援します。
- (2) 刑務所出所者等の就労を支援します。

●**栃木労働局の施策**

栃木労働局では、「重点施策」の他、地域における総合労働行政機関としての機能を具体的に発揮するため、以下の施策を確実に取り組みます

1 個別労働紛争の円滑かつ迅速な解決の促進

- (1) 総合労働相談でワンストップのサービスを提供します。
- (2) 個別労働紛争の早期解決をお手伝いします。

2 法定労働条件の確保等

- (1) 法定労働条件の履行確保等
- (2) 賃金不払残業の防止
- (3) 未払賃金立替制度の迅速かつ適正な運営対応

3 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

- (1) 自動車運転者
- (2) 介護労働者
- (3) 派遣労働者
- (4) 障害者である労働者
- (5) パートタイム労働者等
- (6) 外国人労働者、外国人技能実習生

4 最低賃金制度の適正な運営

5 迅速・適正な労災補償の実施

6 労働保険制度の適正な運営

- (1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進を図ります。
- (2) 労働保険料の適正徴収等を行います。
- (3) 労働保険率（労災保険率及び雇用保険率）の周知徹底を図ります。

7 迅速・適正な雇用保険手続の実施